

<p><b>No.8</b> 奇数月1日発行</p>	<p>平成26年3月</p> <p><b>広報さーくる</b></p>	<p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者自立支援法について</li> <li>今月のインタビュー</li> <li>お知らせ</li> <li>編集後記</li> </ul>
--------------------------------	-------------------------------------	---

## 生活困窮者自立支援法について

前号でお知らせした「生活困窮者自立支援法」。まだまだ耳慣れないものかも知れません。そこで、今回は、この生活困窮者自立支援の制度について、わかりやすくご紹介します。

### ◇生活困窮者自立支援法が成立した理由◇

#### 社会的な背景

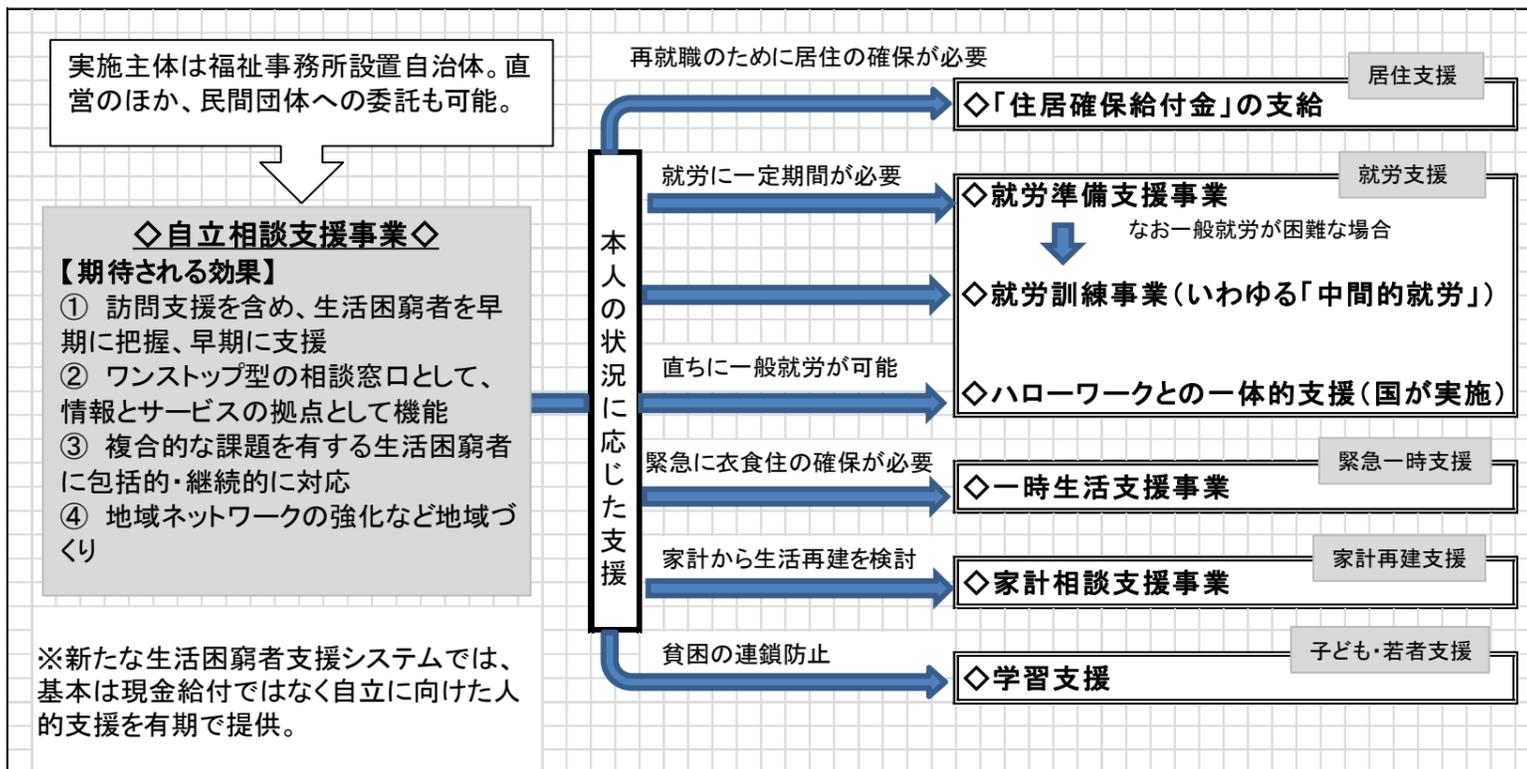
- 稼働年齢層を含む生活保護受給者の増加  
平成24年3月には210万人に達し、戦後の混乱期であった制度創設当初の200万人を超え増え続けている。
- 非正規雇用者や年収200万円以下の給与所得者の増加
- 高校中退、ニート、引きこもりなどの問題
- 生活保護受給世帯出身者のうち、約25%が生活保護を受給するに至っている「貧困の連鎖」という問題

従来の社会保険制度・労働保険制度と生活保護制度の間に新たなセーフティネットが必要。生活保護制度の見直しと、生活困窮者対策制度の創設が必要。

**成立!**

◇目的◇ ・自立相談支援事業の実施や住宅確保給付金の支給、その他の自立の支援に関する措置を講じ、生活困窮者の自立促進を図る。

◇対象者◇ ・現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方。



### ◇モデル事業について◇

平成25年度から「生活困窮者自立促進支援モデル事業」が始まっています。これは平成27年度からの本格実施に向け、地域における支援体制を計画的に整備し、その課題や制度の設計に反映させていくことを目的としています。県内では、千葉市中央区・千葉市稲毛区・船橋市・野田市・佐倉市・柏市・香取市で行われています。  
※「さーくる」は、相談対象を限らない、重複した相談案件に対応することの出来る分野横断的な「保健と福祉の総合相談窓口」として、平成25年4月より、船橋市が受託した本モデル事業に協力しています。

### ◇「さーくる」より制度に向けて◇

厚生労働省で開催された説明会において、この生活困窮者自立支援制度については、様々な事業を展開し、互いの事業間で連携をとりながら生活に困っている方の自立を手助けする制度であるとの説明がありました。

また、この制度説明会では、制度設計において関係機関との連携体制の確保が求められており、就労準備支援事業や家計相談支援事業などの法定事業のほか、法外のさまざまな制度・機関を上手に活用して、包括的な支援を展開することが求められています。また、各地域の民生委員や町会・自治会、ボランティアといったインフォーマル部門も、生活困窮者の発見や見守りには重要で、様々な機関とネットワークを構築していくことが各自治体の役割であるとのことでした。

全国の自治体が平成27年4月の生活困窮者自立支援法施行に向け制度設計を行ってありますが、「さーくる」においても、生活にお困りの方のお力になれるよう、今後も市に協力していきます。

今月のインタビュー

「多様な働き方を提案する社会福祉法人」

～ 社会福祉法人 <sup>りくしんかい</sup> 六親会 ～



（写真 左：湯川主任 右：赤堀）

先の国会にて、平成27年4月より、「生活困窮者自立支援法」が施行されることが決まりました。今年度は、障害者自立支援法が「障害者総合支援法」となり、新たにスタートしました。社会福祉法人六親会は、上記制度前より、障害者・生活困窮者の雇用を積極的に受け入れ、地域に根付いた活動をしています。今回は、社会福祉法人六親会（特別養護老人ホーム プレーゲ船橋）での取り組みについて、法人本部人事課主任の湯川秀翼様にお話を伺いました。

社会福祉法人六親会は、平成23年5月に船橋市金堀に特別養護老人ホームを開設し（平成21年には、養護老人ホーム豊寿園運営を受託）、地域に根差した、事業の展開を行っている。

その一つとして、「生活困窮者自立支援法」の任意事業である、中間的就労施設としての役割を担っている。

中間的就労は、障害の有無に関わらず、働きにくさを抱えている為に、安定した雇用につながらず生活困窮に陥ってしまう恐れのある方を対象にしていますが、社会福祉法人六親会では、障害者だから生活困窮者だからと雇用、待遇に差をつけることなく、「個性」として受け入れている。

仕事の内容は、業務分解（※）を行い、その方にあった業務になっている。例えば、人との関わりが苦手な方には、おしぼりや洗濯物たたみ業務、掃除の得意な方には、掃除の業務と言う具合に。近隣の障害者就労支援施設のご利用者様が就労訓練の一環として、少人数のグループで、環境整備のボランティアを行っている。

こうした様々な取り組みの基本は、何らかの課題を抱えている人、それは育児や介護も同様で、ライフスタイルの合わせた業務内容・業務時間で継続して働くことができる環境作りが重要だと。その一つに、施設内託児室を設け、子育て中の職員が安心して働くことができる環境を整備した。

働く側が、「なんとなく福祉だから、間口が広いだろうから高齢者施設で働いてみようかな」という思いつきでは、後々勤まらない。人事採用にあたっては、専門性はもちろんですが「人柄」「仕事に対する熱意」を重要視し、働き続けられる方を応援したいと、湯川主任。「今後は、福祉事業所だけではなく、市内の企業や各種社会福祉業界と関係を密にしたい」と話す。

湯川主任は社会福祉法人の社会的責務として、高齢者福祉施設の機能を活かし、地域ニーズに対し、法人内での他部署と連携し、個人だけではなく家族、地域を支援する仕組み作りに取り組んでいく」と話す。

「お一人お一人の生命（いのち）今以上に輝くように」そんな熱い思いを胸に、日々活動している。

※ 業務分解とは・・・様々な業務を細かく分解することで、個別の支援が必要な方の実施可能な作業を切り出していくこと。



外観



ロビー



託児室（職員用）

◇施設紹介◇  
 社会福祉法人 <sup>りくしんかい</sup> 六親会  
 特別養護老人ホーム  
 プレーゲ船橋  
 所在地：  
 〒274-0054  
 船橋市金堀町 195  
 電話：047-410-8611

おしらせ

☆おしらせコーナーへ掲載を希望される団体は「さーくる（circle）」までご連絡ください。  
 TEL047-495-7111 FAX 047-435-7100

講演名	日時	場所	費用	申込み	問い合わせ他
心の健康セミナー「眠りと健康」 一こころと身体の両面から考える 講師 早川達郎氏 (国府台病院精神系統括診療部長) ※手話通訳・筆記付き	平成26年3月19日(水) 14時～	市民文化創造館 きららホール (船橋市本町1-3-1 フェイスビル6階・ 047-423-7261)	無料	定員250名 申込不要	問い合わせ先: 船橋市保健所保健予防課 TEL:047-431-4191
平成25年度 第2回地域連絡調整会議 ①平成25年度(4～12月)の実績報告 ②パネルディスカッション	平成26年3月21日(土) 14時～	船橋市役所本庁舎 6階602会議室	無料	案内を送付させていただきます。FAXでお申し込みください。	主催・問い合わせ先: 船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」 さーくる(circle) TEL:047-495-7111 FAX:047-435-7100
第25回心のふれあいフェスティバル～いいね!! あなたらしさ わたらしさ!!～ 青空パフォーマンス、作品展示、バザー、演芸大会、こころのよろず相談等	平成26年5月8日(木) 10時25分～14時30分	千葉市中央公園・文化センター(千葉市中央区中央2-5-1・043-224-8211)	入場無料	申込不要	問い合わせ先: 心のふれあいフェスティバル事務局 (千葉県精神保健福祉センター内) 電話/FAX 043-263-3891

【発行・編集】

社会福祉法人 生活クラブ風の村  
 船橋市委託事業  
 船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる(circle)  
 所在地 船橋市湊町2-10-25 船橋市役所本庁舎内3階  
 TEL 047-495-7111 FAX 047-435-7100  
 HP http://www.kazenomura.jp Email circle@kazenomura.jp

今年の冬は船橋でも多くの雪が降り、市内のあちこちでは、かまくらや雪だるまを見かけました。実は私もベランダの雪で小さなまくらを作った。遊びたい頃、雪で滑り台を作ったことを思い出しました。皆様の雪の思い出はなんですか。前号・今号では生活困窮者自立支援法について触れさせていただけました。制度だけでなく、地域の情報などは様々です。私自身も広報紙の作成を通じて、改めて学ぶことも多く、これからも広報紙と共に成長したいと思えます。宜しくお願い致します。(K)